

UCDA 認証制度

【わかりやすいコミュニケーションのための原則と基準】

UCDA では、コミュニケーションのデザインにおける品質保証に貢献するため、「わかりやすいコミュニケーションのための原則と基準」を設け、独立した第三者機関として、認証制度を運営しています。この原則と基準は、産業・学術・生活者による重層的な議論と研究により設定、更新されています。

原則

1. コミュニケーションのデザインにかかわる利害関係者は、情報の送り手である企業・団体などの組織と、受け手であるユーザー間の情報伝達を効果的、また効率的に行い、双方の利益に貢献しなければならない。
2. コミュニケーションのデザインにかかわる利害関係者は、ユーザーの受容性*に配慮した情報のデザインが重要であることを認識しなければならない。

*受容性：受け容れやすさ、受け容れる能力

基準

1. ユーザーの利益保護
ユーザーにとって、情報を理解するために要する労力、時間、コストにおける重篤な問題を除去することにより、情報の利用品質を確保して、ユーザーの利益を保護すること。
2. ガイドラインに基づく改善
評価に適切なガイドライン（評価指標）を用いることにより、企業とユーザー間のコミュニケーションを阻害する要因を特定して、合理的かつ持続可能な方法により、改善すること。
3. ガイドラインの提示
コミュニケーションのデザインに関わる利害関係者が商業的にも実行可能な方法で、デザイン改善を行うために利用できるガイドラインを提示すること。
4. ガイドラインの更新
改善のためのガイドラインは、以下の三者による知見を取り入れて、継続的に更新を行うこと。三者とは、第一者：情報の送り手の企業・団体などの組織または個人、第二者：情報の作り手の企業・団体などの組織または個人、第三者：一者、二者と直接の利害関係にない専門家・情報の受け手。

この原則と基準は、わかりやすいコミュニケーションの実現を目指すものです。目標を達成するために、UCDA は情報の送り手・作り手・受け手を含むすべての利害関係者の協力および、認証制度への参加が重要であることを認識しています。認証制度に参加しようとする事業者は、わかりやすいコミュニケーションのデザインを実現することで、受け手であるユーザーに情報の利用品質を確保し、ユーザーの長期的な利益に貢献するという評価を得ることができます。

認証の対象範囲

ユーザーの生命・財産に関わる重要なコミュニケーション/それに準ずるコミュニケーション
・ 通知書・申込書・申請書・請求書・契約書・報告書・説明書・募集資料・書体など
・ メディアの種類：視覚を中心とした媒体（紙メディア・画像/映像メディア・電子メディア・表示システム/ソフトウェア類など）